

「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者のみなさんへ

☆『採用候補者決定通知』の、2.「採用候補者となった奨学金の内容について」の詳細表

→ 「利用条件」欄の右端、「入学時特別増額貸与奨学金」（有利子）の欄を確認してください。

○『採用候補者決定通知』に「『国の教育ローン』の申込：不要」と記載されている

「入学時特別増額貸与奨学金」について、「国の教育ローン」の申込みが不要と認定されています。「進学届」のインターネット入力で、「入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか」という質問に「はい」と回答すれば、貸与を受けることが可能です。

○『採用候補者決定通知』に「『国の教育ローン』の申込』：必要」と記載されている

① 「国の教育ローン」に申込みを行い、すでに融資を受けた場合

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることはできません。「進学届」のインターネット入力で、「入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか」という質問に「いいえ」と回答し、特別増額を『辞退』してください。

② 「国の教育ローン」に申込みを行い、融資を断られた場合

「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与にあたって、融資を断られたことを証明する書類を学校に提出していただく必要があります。

必要な書類や提出方法、提出期限等については、「『進学届』の手続き」P.4～5を確認してください。

証明書類が期限までに提出されない場合は、特別増額を『辞退』していただくこととなります。また、奨学金の振込開始が遅くなります。

③ 「国の教育ローン」に申込みをしていない場合

入学前に「国の教育ローン」に申込みをし、審査を受けていることが条件になりますので、「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けることはできません。

「進学届」のインターネット入力で、「入学時特別増額貸与奨学金の貸与を希望しますか」という質問に「いいえ」と回答し、特別増額を『辞退』してください。

以上